

江南市 消費生活センターだより

消費生活相談 TEL：0587-53-0505

月曜日～金曜日（土日祝日除く）9～12時、13時～16時30分

クリーニング 受け渡し時には 必ず状態を確認しましょう！

ジャンパーを7カ月前にクリーニングに出した。すぐに引き取ったが、でき上がりの状態を確認せずにクローゼットにしまい、先月着ようとしたら、ジッパーの布地が引きつって着られる状態ではなかった。クリーニング店に伝えると「6カ月も過ぎてから苦情を言われても、引き取った後の事故によるものかクリーニング時の処理の仕方の問題かどちらか分からない」と言われた。（70歳代）



～ひとことアドバイス～

クリーニングによるトラブルは、複数の要素が重なって発生することもあるため原因の特定が難しく、時間が経つと解決がより難しくなります。クリーニングに出す時、受け取る時には、必ず衣類の状態や処理方法を店舗側と一緒によく確認しましょう。

「クリーニング事故賠償基準」を使用してトラブルの対処をする店舗もありますが、使用していない店舗もあります。利用する店舗のルールを確認しましょう。

「クリーニング事故賠償基準」に基づき賠償される場合は、購入時からの経過月数などが勘案されるので、購入時の金額が戻ってくるわけではありません。



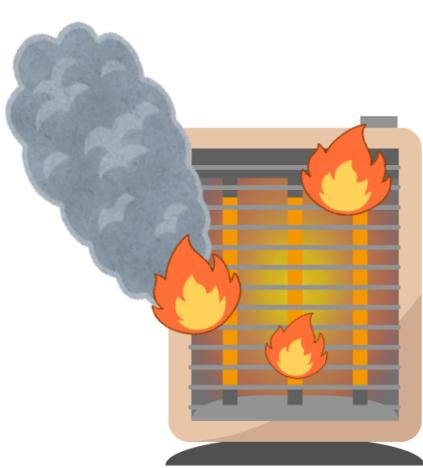
「クリーニング事故賠償基準」は、Sマーク（「クリーニング業に関する標準営業約款」の登録店）、LDマーク（クリーニング生活衛生同業組合の加盟店）のある店舗が使用しています。

困ったときは、**江南市消費生活センター**へご相談ください。

お使いの製品 リコール対象製品では ありませんか？

【事例】

台所に置いていたヒーターから火が出た。水を掛けて火を消したが、ヒーターを外に出そうとした際に、やけどや擦り傷を負った。購入した家電量販店に連絡し調べてもらったところ、そのヒーターがリコール対象製品であることが分かった。（80歳代）



ヒーター から発火!

トラブル防止のポイント

製品などに何らかの欠陥や不具合があり、安全上問題が生じる可能性がある場合に、事業者が製品の回収、修理などのリコールを実施することがあります。

リコール対象製品の使用を続けると、火災やけがなどの事故につながる危険性があります。

消費者庁の「リコール情報サイト」などを利用し、お使いの製品の安全情報を確認しましょう。リコール対象製品である場合は、すぐに使用を中止し、メーカーや販売店などの事業者に連絡してください。

メーカーが、所有者登録サービスを実施している場合があります。このサービスでは、リコールなどの安全情報を受け取ることができるので、利用するとよいでしょう。

事業者と連絡が取れないなど、困ったときはすぐに、**江南市消費生活センター**へご相談ください。